

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (総務業務センター)	33
○家畜伝染病検査の命令 (5件) …………… (畜産振興課)	34
○土地改良法による道管換地処分 (2件) …………… (農業施設管理課)	38
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	39
○道路の供用の開始…………… (道路課)	39
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	39
○水防警報河川の指定…………… (河川課)	40
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定…………… (河川課)	40
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	40
道立図書館告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	42

告 示

北海道告示第179号
次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成21年3月17日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ	19台
イ パーソナルコンピュータ	7台
ウ パーソナルコンピュータ	5台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成21年5月29日

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難い場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所
北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の日時等

(1) 入 札 開 始 日 時 平成21年4月13日 (月) 午前9時

(2) 入札書提出締切日時 平成21年4月14日 (火) 午後3時

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年4月13日 (月) まで必着とする。

(3) 開 札 場 所 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(4) 開 札 予 定 日 時 平成21年4月15日 (水) 午後3時

5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の時期

ア 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータの売買 80台

イ 予 定 時 期 平成21年6月ころ

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成21年1月16日付け北海道告示第30号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 入札参加申請書の提出
 (1) 提 出 の 時 期 電子による場合は、平成21年3月17日から4月6日までのうち、開庁日及び土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後11時まで。ただし、同年3月17日は午前9時から、4月6日は午後5時まで。

紙による持参の場合は、平成21年3月17日から4月6日までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで。ただし、同年4月6日は午後3時まで。

紙による送付の場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年4月3日必着とする。

(2) 提 出 場 所 電子入札システム上及び総務部行政改革局総務業務センター
 10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
 電話番号 011-204-5076

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Personal Computer 19
- b. Personal Computer 7

- c. Personal Computer 5
- B. Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., April 14, 2009
 (Mailed bids must arrive no later than April 13, 2009.)
- C. Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
 Phone : 011-204-5076

北海道告示第180号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成21年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的
 牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
真 狩 村	平成21年4月1日から5月29日まで
美 深 町	同 4月6日から7月31日まで
遠 別 町	同 4月1日から5月29日まで
稚 内 市	同 4月27日から6月26日まで
む か わ 町	同 4月1日から8月31日まで
伊 達 市	同
登 別 市	同
新 冠 町	同 8月3日から10月30日まで
鹿 追 町	同 4月1日から8月21日まで
本 別 町	同 5月7日から7月10日まで
陸 別 町	同 5月18日から7月17日まで
浦 幌 町	同 8月10日から10月9日まで
士 幌 町	同 8月10日から10月23日まで
大 樹 町	同 8月17日から10月23日まで
別 海 町	同 4月1日から10月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
美深町	平成21年4月6日から7月31日まで
天塩町	同 6月1日から7月31日まで
遠別町	同 4月1日から5月29日まで
小平町	同 5月7日から6月26日まで
増毛町	同
留萌市	同
豊浦町	同 4月1日から8月31日まで
厚真町	同
音更町	同 4月1日から9月30日まで
士幌町	同
上士幌町	同
鹿追町	同
新得町	同
清水町	同
芽室町	同
中札内村	同
更別村	同
大樹町	同
広尾町	同
幕別町	同
池田町	同
豊頃町	同
本別町	同

足寄町 同

陸別町 同

浦幌町 同

帯広市 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

北海道告示第181号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。
平成21年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
千歳市	平成21年4月20日から6月19日まで
知内町	同 5月11日から7月10日まで
木古内町	同 5月25日から7月24日まで
函館市	同 6月1日から8月7日まで
江差町	同 4月1日から6月30日まで
余市町	同 4月1日から5月15日まで
赤井川村	同
京極町	同 4月1日から5月22日まで
小樽市	同 5月18日から7月3日まで
倶知安町	同 5月25日から7月17日まで
南幌町	同 6月1日から8月31日まで
栗山町	同
岩見沢市	同

浦 白 町	平成21年6月1日から8月31日まで
士 別 市	同 4月6日から7月31日まで
名 寄 市	同
南 富 良 野 町	同
浜 頓 別 町	同 4月1日から5月29日まで
置 戸 町	同 4月1日から6月26日まで
佐 呂 間 町	同 5月18日から8月21日まで
興 部 町	同 4月27日から7月17日まで
紋 別 市	同 6月15日から9月25日まで
洞 爺 湖 町	同 4月1日から8月31日まで
安 平 町	同
日 高 町	同 6月15日から8月14日まで
平 取 町	同
豊 頃 町	同 4月1日から5月15日まで
広 尾 町	同 4月1日から5月29日まで
中 札 内 村	同 4月20日から6月19日まで
幕 別 町	同 4月1日から6月26日まで
清 水 町	同 5月11日から7月17日まで
大 樹 町	同 6月15日から9月4日まで
池 田 町	同 7月6日から9月4日まで
新 得 町	同 7月27日から10月2日まで
浜 中 町	同 4月1日から7月3日まで
根 室 市	同 4月1日から8月31日まで
中 標 津 町	同 6月1日から11月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）				

北 広 島 市	平成21年6月1日から7月3日まで
知 内 町	同 5月11日から7月10日まで
木 古 内 町	同 5月25日から7月24日まで
函 館 市	同 6月1日から8月7日まで
豊 浦 町	同 4月1日から8月31日まで
厚 真 町	同
根 室 市	同 6月1日から9月30日まで
別 海 町	同
中 標 津 町	同
標 津 町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

北海道告示第182号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成21年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）				

奥 尻 町 平成21年4月1日から6月30日まで

真 狩 村 同 4月1日から5月29日まで

美 深 町 同 4月6日から7月31日まで

天 塩 町 同 6月1日から7月31日まで

遠 別 町 同 4月1日から5月29日まで

小 平 町 同 5月7日から6月26日まで

留 萌 市 同

増 毛 町 同

稚内市 平成21年4月27日から6月26日まで
 豊浦町 同 4月1日から平成22年2月26日まで
 厚真町 同
 新冠町 同 8月3日から10月30日まで
 別海町 同 4月1日から10月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第183号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成21年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
恵庭市	平成21年4月6日から5月8日まで
七飯町	同 4月20日から6月19日まで
北斗市	同 4月27日から6月26日まで
士別市	同 4月6日から8月31日まで
名寄市	同
和寒町	同
剣淵町	同
留萌市	同 7月1日から8月14日まで
増毛町	同
小平町	同

苫前町 同
 羽幌町 同
 初山別村 同
 遠別町 同
 天塩町 同
 幌延町 同
 清里町 同 6月1日から8月14日まで
 訓子府町 同
 滝上町 同 6月8日から8月21日まで
 安平町 同 4月1日から8月31日まで
 むかわ町 同
 登別市 同
 苫小牧市 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
恵庭市	平成21年4月6日から5月8日まで
七飯町	同 4月20日から6月19日まで
北斗市	同 4月27日から6月26日まで
厚沢部町	同 4月1日から6月30日まで
上ノ国町	同
乙部町	同
ニセコ町	同 4月27日から6月19日まで
真狩村	同
留寿都村	同
京極町	同

由 仁 町	平成21年5月7日から7月31日まで
栗 山 町	同
月 形 町	同
三 笠 市	同
岩 見 沢 市	同
浦 白 町	同
赤 平 市	同
砂 川 市	同
深 川 市	同
士 別 市	4月6日から7月31日まで
名 寄 市	同
和 寒 町	同
剣 淵 町	同
留 萌 市	7月1日から8月14日まで
増 毛 町	同
小 平 町	同
苫 前 町	同
羽 幌 町	同
初 山 別 村	同
遠 別 町	同
天 塩 町	同
幌 延 町	同
清 里 町	6月1日から8月14日まで
訓 子 府 町	同
滝 上 町	6月8日から8月21日まで
安 平 町	4月1日から8月31日まで
む かわ 町	同
登 別 市	同
苫 小 牧 市	同
日 高 町	4月1日から7月17日まで
え り も 町	同
白 糠 町	5月11日から7月17日まで
別 海 町	4月1日から9月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供

し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

北海道告示第184号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成21年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

岩 見 沢 市 平成21年4月6日から8月28日まで

由 仁 町 同

北 見 市 同 4月1日から9月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、芦別市常福地区の換地処分をした。

平成21年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、長沼町幌内第2地

区の換地処分をした。

平成21年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第187号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町大原134の7・137の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 栗山北広島線 北広島市中の沢151番1地先から 平成21. 3.17

北海道札幌土木現業所 北広島市中の沢144番1地先まで

北広島市中の沢97番3地先から 同

北広島市中の沢442番7地先まで

道道 岩見沢石狩線 石狩郡当別町弥生117番70地先から 同

北海道札幌土木現業所 石狩郡当別町弥生52番27地先まで

道道 三笠栗山線 岩見沢市栗沢町字茂世丑2223番地先から 同

北海道札幌土木現業所 岩見沢市栗沢町字茂世丑1712番地先まで

道道 美唄月形線 美唄市字上美唄原野2563番1地先から 同

北海道札幌土木現業所 美唄市字上美唄原野2563番21地先まで

美唄市字大富5770番地先から 同

美唄市字大富5763番地先まで

道道 中幌向栗沢線 岩見沢市栗沢町北本町197番1地先から 同

北海道札幌土木現業所 岩見沢市栗沢町北本町194番地先まで

道道 美唄達布岩見沢線 岩見沢市西川町428番2地先から 同

北海道札幌土木現業所 岩見沢市西川町428番1地先まで

道道 美唄富良野線 美唄市1849番1地先（河川敷地）から 同

北海道札幌土木現業所 美唄市1849番1地先（河川敷地）まで

道道 仁別大曲線 北広島市大曲工業団地7丁目3番3地先から 同

北海道札幌土木現業所 北広島市大曲工業団地6丁目3番3地先まで

道道 早来千歳線 千歳市駒里1633番1地先から 同

北海道札幌土木現業所 千歳市駒里1401番2地先まで

道道 豊頃糠内芽室線 中川郡豊頃町農野牛735番地先から 同

北海道帯広土木現業所 中川郡豊頃町農野牛792番地先まで

道道 本別留辺蘂線 中川郡本別町美里別707番地先から 同

北海道帯広土木現業所 中川郡本別町美里別31番6地先まで

道道 池田停車場高島線 中川郡池田町字高島68番2地先から 同

北海道帯広土木現業所 中川郡池田町字高島62番35地先まで

道道 芽室東四条帯広線 河西郡芽室町東7条2丁目1番15地先から 同

北海道帯広土木現業所 河西郡芽室町東芽室南2線41番6地先まで

道道 忠別清水線 上川郡清水町字清水基線15番1地先から 同

北海道帯広土木現業所 上川郡清水町字清水基線11番3地先まで

道道 直別共栄線 十勝郡浦幌町字厚内218番1地先（海浜地）から 同

北海道帯広土木現業所 十勝郡浦幌町字厚内18番5地先まで

北海道告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1	道路の種類	道道						
2	道路の路線名、縦覧場所及び区域							
	路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	
	新篠津金沢線 北海道札幌土木現業所	石狩郡新篠津村2525番4地先から 石狩郡当別町字金沢1100番1地先（一 般国道275号交点）まで		前	18.18mから 30.50mまで	336.66m	一般国道275号 重複L=41.76m	
				前	24.34mから 61.41mまで	300.69m	一般国道275号 重複L=24.50m	
				後	18.18mから 30.50mまで	336.66m	一般国道275号 重複L=41.76m	
	奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字球浦588番2地先から 奥尻郡奥尻町字稲穂554番5地先まで		前	5.30mから 62.17mまで	5659.63m	—	
				後	7.16mから 62.17mまで	5659.63m	—	

治水課及び遠軽出張所に備え置いて閲覧に供する。
平成21年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年3月17日

北海道教育庁石狩教育局長 宮内 敏文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

- ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式252台（高等学校普通科用）
- イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式84台（高等学校職業科用）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間

ア 平成21年6月1日から平成27年5月29日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成21年6月1日から平成26年5月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入期限

- ア 平成21年6月1日（月）
- イ 平成21年6月1日（月）

(5) 納入場所

- ア 北海道札幌東高等学校、北海道札幌啓成高等学校、北海道札幌厚別高等学校、北海道札幌真栄高等学校、北海道大麻高等学校及び北海道千歳北陽高等学校
- イ 北海道江別高等学校及び北海道当別高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

北海道告示第190号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成21年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	水 防 警 報 区	
		左 岸	右 岸
湧別川	支川 生田原川	紋別郡遠軽町生田原479番3地先中央橋 下流端から紋別郡遠軽町生田原63番3 地先淀橋上流端まで	紋別郡遠軽町生田原452番1地先中央橋 下流端から紋別郡遠軽町生田原67番1 地先淀橋上流端まで
		常呂郡佐呂間町字西富289番1地先ブシ ケショマナイ川合流点から常呂郡佐呂 間町字西富37番3地先共和橋下流端ま で	常呂郡佐呂間町字朝日2番4地先ブシ ケショマナイ川合流点から常呂郡佐呂 間町字西富37番3地先共和橋下流端ま で
佐呂間別川	幹川 佐呂間別川	安齋川合流点から常呂郡佐呂間町字知 来974番1地先まで	安齋川合流点から常呂郡佐呂間町字知 来526番1地先まで

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川湧別川水系生田原川及び二級河川佐呂間別川水系佐呂間別川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道網走土木現業所事業部

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年3月17日から同年4月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室
（送付による場合は、郵便番号 060-8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）

(2) 入札日時

ア 平成21年4月27日（月） 午前10時

イ 平成21年4月27日（月） 午前11時

（ア、イともに送付による場合は、平成21年4月24日（金）までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合は、次のとおりとする。

ア 電子メールによる交付を希望する場合

契約に関する事務を担当する組織にその旨を電子メールで申し込むこと。

（メールアドレス：teramachi.daisuke@pref.hokkaido.lg.jp）

イ 郵送による交付を希望する場合

A 4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011-204-5870

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer 252 1set

b Personal Computer 84 1set

B. Bidding date and time :

a 10:00 A.M., April 27, 2009

b 11:00 A.M., April 27, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than April 24, 2009.)

C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Nishi 7, kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan
Phone : 011-204-5870

道立図書館告示

北海道立図書館告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年3月17日

北海道立図書館長 加瀬 康 郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
北海道立図書館情報システムの賃貸借（1月当たりの単価）一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成22年1月1日から平成26年12月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 北海道立図書館

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格及び情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 経済産業大臣からシステムインテグレータ（S I）企業の登録を受けていること。
- (4) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の認証を取得していること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 過去2年間に於いて、国又は地方公共団体と当該契約に類する契約を締結し、誠実に履行していた者であること。
- (7) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年3月17日（火）から4月14日（火）まで（月曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 069-0834 江別市文京台東町41番地
北海道立図書館業務部業務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道立図書館業務部業務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 江別市文京台東町41番地 北海道立図書館1階研修室（郵送による場合は、郵便番号 069-0834 江別市文京台東町41番地 北海道立図書館業務部業務課）
- (2) 入札日時 平成21年4月28日（火）午後2時（郵送による場合は、同年4月28日（火）午前12時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量190グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のウ及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立図書館業務部業務課
(2) 所 在 地 郵便番号 069-0834 江別市文京台東町41番地
電話番号 011-386-8521

10 Summary

- A. The name and the quantity of the commodity to be supplied
a. The name of the commodity to be supplied
The leasing of Hokkaido public library information system
b. The quantity
1 set
- B. The bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., April 28, 2009
(The mailed bids must arrive no later than 12 : 00 A.M., April 28, 2009.)
- C. The name of the contact that covers the business of the specific contract to be supplied
about the competent official announcement
The business section, the business department, Hokkaido public library
41 Banchi, Higashi Machi, Bunkyoudai, Ebetsu-shi, Hokkaido, 069-0834, Japan
Phone : 011-386-8521
-

